

第五十五回国会
衆議院 商工委員会 議録 第十二号

(一七九)

昭和四十二年五月三十日(火曜日)
午前十時三十三分開議

出席委員

委員長

島村 一郎君

理事 鳴田 宗一君 理事 小川 平二君
理事 中川 俊思君 理事 河本 敏夫君
理事 麻生 良方君 理事 中村 重光君
稻村左近四郎君 小笠 公韶君 岡本 茂君
坂本三十次君 白瀧 仁吉君 丹羽 久章君 增岡 博之君
武藤 嘉文君 佐野 進君 平岡 忠次郎君 塚本 三郎君
橋口 箕輪 登君 羽山 吉田 吉田
岡崎 英城君 小山 省二君 田中 隆君
櫻内 義雄君 六助君 登君 鉄也君
古川 秀君 富田 天君 喜一君
中谷 鋼造君 高橋 俊郎君

委員神田博君、黒金泰美君及び齋藤憲三君辞任につき、その補欠として増岡博之君、箕輪登君及び栗山秀君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員増岡博之君、箕輪登君及び栗山秀君辞任につき、その補欠として神田博君、黒金泰美君及び齋藤憲三君が議長の指名で委員に選任された。

五月二十九日

中小企業者事業分野の確保に関する法律案
(中村重光君外十一名提出、衆法第九号)

同月三十日

中小企業組織法案(田中武夫君外十一名提出、衆法一〇号)

本日の会議に付した案件

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四七号)

出席政府委員

國務大臣

塚原 俊郎君

岡本

北島 武雄君

北島

委員長

公正取引委員会

北島

委員長

法務省刑事局長

川井

英良君

通商産業政務次官

栗原

祐幸君

官房

委員長

中小企業庁長官

影山

渥美 謙二君

衛司君

出席委員

公取委員会

北島

事務局取引部下

辻 吉彦君

請課長

大藏省主計局主

計官

委員外の出席者

公正取引委員会
事務局取引部下
請課長
大藏省主計局主
計官

○中村(重)委員 総務長官はあと何分くらいで来ますか。
○島村委員長 いま迎えにいっておりまます。
○中村(重)委員 公取委員長にお尋ねしますが、今度二十九名定員がふえることになりますね。そうすると、全国的のブロックとしては、一応今度

はできるだけ充実をさしたほうがよろしい、そ

の地方事務所が設置されることで、全部通産局のある地区は各地方事務所ができる、こういうことになりますか。

○北島政府委員 通産局の管轄地区とは必ずしも一致いたしませんが、この四国にできますことにあります。

よりまして、一応全国的な地方事務所の網ができる、こういうかつこうでございます。

○中村(重)委員 そうすると、地方事務所はできるわけですが、何といつても人員がいままで三百七名ですね。二十九名ふえて三百三十六名、これは地方事務所を含めての定員になるわけですか

ら、これではどうにも、最近の公取の業務というものは非常にふえてまいりましたから、人員不足だらうというようにも思ひますが、地方事務所では平均何名くらいいるのですか。

○北島政府委員 今度高松ができましたと、七つの地方事務所になりますて、そして地方事務所に配置される定員が七十五名でございますので、一事務所十名強ということになります。御参考までに、四十一年度におきましては六地方事務所で五十七名でございます。これは十名弱、今度はまた十名強になる、そういうことでございます。

○中村(重)委員 総務長官が来ましてから陣容についてはお尋ねをいたしますが、端的にいって、公取の業務の重要性という点から考へると、予算的に見まして、この配付していただきました資料によって見るのですが、府費も非常に少ないのですね。それから陣容にいたしましたが、せっかく

いう希望があることはよくわかるわけですが。ところが、これに対して予算面からの制約というものがあるのであります。が、総務長官が参りましてから、それのことに対しましてはお尋ねをすることがあります。

○中村(重)委員 いろいろ活発な動きによりまして、公取の存在といふものが国民の中に非常に認識され、大きな信頼と期待を集めていることは深く敬意を表するわけです。ところが、いろいろ手はつけていらっしゃるようですが、その結論というのはどうなつたのかということがわからない。これは、私どももわからぬ点が多いわけですから、ましてや国民党は、公取は活発に動いてくれている、物価抑制の面からいっても非常に役立っておりますというような期待を持ちながらも、その結果がどうなつてゐるのかわからないというようなことで、そういう面からの期待に十分こたえていない面があるのでないかと思います。

そこで、時間の関係もござりますから、こういふのはどうなつてているのだろうかということいろいろお尋ねしてみたいこともありますけれども、二、三の問題について伺つてみたいと思います。最近取り上げましたカラーテレビ、それから白黒テレビの問題、これは審判をやつていらっしゃると思うのですが、この進捗状態はどういうことになっておるのか、一応経過を伺つてみたいと思います。

○北島政府委員 カラーテレビ、白黒テレビの審判事件につきましては、一月の末に第一回の審判が始まりまして、本日で七回の審判を経ております。あと六月、七月で五回の審判はすでに日にちがきましてもおりません。その後はそのときの状況によりましてきめるわけでございますが、大体十回も経ますとだんだん固まってくるわけでござ

いまして、十二回を経ればあと二、三回程度で結果までいくのではなかろうか、こうただいまのところ考えております。

○中村(重)委員 非常に重要な問題ですから、必ずしも拙速をたつとふわけではありません。されども、従来の例からいって、十四回、十二回やらなければならぬ。それから内容が非常に複雑であるから慎重にやつていくためにそれだけの回数というものが必要であろうということわかるわけですけれども、見通しといふものは大体あるのではないか。ただ回数を重ねていくということだけが形式的に必要だといふうには私は思わないのです。そこで業界としてはどういう点に抵抗をしておるのか。それから公取としましては、もちろんこれは確信を持って立ち入り検査をおやりになり、審査、審判を続けていらっしゃると思うのですが、大体見通しはどうなんですか。

○北島政府委員 确かに公取としましては、もちろんこれは確信を持って立ち入り検査をおやりになり、審査、審判を続けていらっしゃると思うのですが、大体見通しはどうなんですか。そこで業界としてはどういう点に抵抗をしておるのか。それから公取としましては、もちろんこれは確信を持って立ち入り検査をおやりになり、審査、審判を続けていらっしゃると思うのですが、大体見通しはどうなんですか。

○中村(重)委員 はつきりした見通しといふこと

が、あと五、六回もやらなければならないということが、あと五、六回もやらなければならないということがありますから、公の場では遠慮もあるからなかなか有利な事業をやるために、価格あるいは問題の

か言えないだろう、それはよくわかります。しいて見通しをはつきりさせると私は言いません

が、いままで七回、きょうでもって七回おやりになつておるわけですから、それについて業界がこれ

は価格協定じやないんだ、おそらくそういうこ

とを突っぱつておるのだろうと思うのですが、特に業界が抵抗しておる点はどういう点であろう

か。○北島政府委員 私のほうでは、審査官といたしましては、一定の日時にこういう会合をやつたの

じゃないかという事実を指摘して、価格協定の事実ありとして主張しているわけでございます。こ

れに対しまして、会合の事実は認めるが話し合い

などあります。ただいま参考人を相当申請して

見てござります。ただいま参考人を相当申請して

景品であるとかいろいろな条件というものをつけ

て、商魂たましくやっていこうとするであります

う、そうすると同じになるはずはありません。で

すと、先ほどのカラーテレビの際に申し上げまし

たように、結局公取のほうにそれが報告される、

それで不問にするのかあるいは勧告か審判か、そ

ういう手続に進んでいくのであります。御承知のと

おりに牛乳の値上げの問題は、お米に次いで次の

主食と言われておるだけに、国民的にも非常にこ

とにことはすなわち物価の引き下げということ

を押えることは間違いないと思うのですね。で

すから公取がやっておられることは私は当然だ。

だからセメントの問題、あるいは粉ミルクの問題

等いままでおやりになつたわけですが、まあ

その結果も必ずしも国民はどうなつたかというこ

とを把握していないという感もあるであろう、こう

思います。どうかひとつ、あらゆる努力を重ねら

れて、そうして事務当局も公取に結果の報告をな

さつたのであるうし、公取としては審判をするか

勧告をするかということで、まあ審判開始といふ

ことにはならないんだということですね。結局、

これは別に価格協定をやつたのじゃない、やつた

のじゃないからこれは公共の利益に反するような

ことにはならないんだということですね。結局、

価格が、たとえば一インチが一万円なら一万円

だ、十九インチであれば十九万円だとかいう価格

がきちつと協定されていることは間違ないと私

まだ審査を続けているわけでございます。

○中村(重)委員 そうしますと、審査が終わりますと、先ほどのカラーテレビの際に申し上げまし

たように、結局公取のほうにそれが報告される、

それで不問にするのかあるいは勧告か審判か、そ

ういう手続に進んでいくのであります。御承知のと

おりに牛乳の値上げの問題は、お米に次いで次の

主食と言われておるだけに、国民的にも非常にこ

とにことはすなわち物価の引き下げということ

を押えることは間違いないと思うのですね。で

すから公取がやっておられることは私は当然だ。

だからこれもひとつ、カラーテレビのことと

す。だからこれもひとつ、カラーテレビのことと

申し上げたので繰り返して申し上げませんけれど

も、十分これも期待にこたえるような取り組みを

やつていただきたい。これも小売り価格がやはり

思います。どうかひとつ、あらゆる努力を重ねら

れて、そうして事務当局も公取に結果の報告をな

さつたのであるうし、公取としては審判をするか

勧告をするかということで、まあ審判開始といふ

ことになったのでございましょうから、十分ひと

つ国民の期待にこたえるということで、積極的な

取り組みをやついただきたいと思います。

なお牛乳の問題も、これはずいぶん波紋を呼び

起こしておるわけですが、これはいまのところど

ういう状況になつております。

○北島政府委員 御難題いただきましてありがと

うございます。また公正取引委員会といたしまし

した場合は、合併を認める 것을前提にしなければならないかな話がつけにくいのであろうというようになことだつて一応常識的に感じられるわけです。してみると、どうしてもこういう一千件の申し込みということに対しましてもっと十分な私は調査あるいは審判というものをやりにならなければいけないのであろうというふうに思います。まあこの点は、人員の問題の扱いに対しまして、ひとつ慎重にやつていただきたいということを要望するにとだめておきたいと思うのでございます。

○北島政府委員 公正取引委員会の昭和四十二年度の予算が三億五千八百万円でございますが、このうち大部分が人件費、おそらく七割七、八分くらいが人件費であろうと思います。目の予算でございますが、残りが事務費でございます。非常に乏しいものではございますが、しかしこの二年間で逐次予算も獲得いたしました結果、現在事務局をう支障を生ずるようなことはまあいたしておらぬい、こういうつもりでございます。もちろん多くは多いに越したことはありませんが、一方、十分節約しながら十分の効果を発揮することもこれは必要でございますので、まあこの経費でもつて足りないけれどもひとつ最大の効果を発揮するよろに、こういうふうにやらしておるわけでござい

○中村(重)委員 どうして公取の委員長、あればど勇敢に国民の期待にこたえて大いにがんばっておられるあなたが、予算面においてそんな消極的な態度をおとりになるのですか。多いに越したことはないとおっしゃる。ところが、いまあなたがお答えになりましたように三億五千八百六十七万円にすぎないのです。全部の予算ですよ。しかもその中には、お答えのようにほとんど人件費であって、旅費というのは幾らですか。三千九百万円にすぎないのでございませんか。これで何ができますか。大体あなたがそういう消極的な態度であつては、第一あなたの府の幹部の人たち、あるいは職員の人たちの期待に反しますよ。どうして委員長はああいうようにも消極的な答弁をするのであるうか、こういうような気持ちを持ってお聞きになつておられるかもしません。どうですか。

○北島政府委員 全体として少ないことは確かにお説のとおりでござりますが、この二年間の伸び方をごらんいただきますと、これはほかの役所に比べては非常に違うと私は思います。実は私が参りましたときも、何て貧弱な事務費しかない役所だろう、こういうふうに実はあきれ返つたわけをございます。その後二年間にわたりまして事務費を要求いたしました結果、あの陰険な府舎も内部の壁の塗りかえもいたしました。当初参りましたときは、はなはだびろうな話でありますから、洗面所の石けん水もなかつた。それがちゃんと今まで入れておりますし、それから委員室なども非常に貧弱でございました。調度なども悪かった。そんなところへ置いといついのかという感じがつくづくいたしまして、私自身大蔵省にかけ合つて予算を獲得したわけでございます。決して多くはございませんけれども、過去に比べてはずいぶんよくなつてゐると思います。この点は職員も私は感謝してくれると思います。ことに一番問題なのは府舎でございます。あの府舎につままで置いとくんだと—私も実はあの府舎に今度は三回目です。昔からおりましたか、参りました、まだ公正取引委員会がこういう府舎を使ってるというこ

とで実は大蔵省と折衝いたしまして、昭和四十一
年度から予算がつきまして、いまの外務省の一
角、大蔵省寄りのところに科学技術庁と、それか
ら外務省の会議室と一緒になりまして庁舎を建設
する予算が入りました。これは昭和四十四年度ま
でかかるかと思います。そういうこともやつてい
るわけでございます。

○中村（重）委員 大蔵省の渥美主計官、いまある
方がお聞きのとおりです。三億五千八百六十七
万、シェット戦闘機一台分もありません。これほど
重要な役割りを果たす公取に対して、この程度
の、五兆円予算の中でのわずかの予算でもって公
取の重要な任務を果たせ、これは無理な注文で
す。戸費にいたしましても、わずかに四千万足ら
ずです。いま資本自由化を前にいたしまして、資
本の自由化がどんどん行なわれてくるわけであ
ります。公取もそういう面には精力的な取り組みを
しておるよう感じられます。あとでもう一べん
私はお尋ねをしていきたいと思うのでござります
けれども、あなたはこの程度のわずかな予算、し
かもこれはほとんどが人件費。旅費、事務費なん
というものはいま申し上げましたようにわずかの
数字にすぎないのであります。この点に対してど
のようにお考えになつていらっしゃいますか。

○渥美説明員 人員も経費も非常に少ないではな
いかというお示しでございますが、人員につきま
しては、先ほど来総務長官あるいは委員長のほう
からも御答弁がございましたと思います。けれど
も、政府といたしましては、このところ機構、人
員につきましてはこれ以上はふやさない、むしろ
欠員の人間すら不補充でいく、こういう基本方針
をとつておるところでありますけれども、公取委
員会につきましては、その職務の重要性と申しま
すが、その点を勘案しまして毎年増加ってきてお
り、本年度におきましても、昨年度と同様、凍結
解除を含めまして三十三名の増加をした、これに
よつて高松にも支所をつくりまして全国的な組織
というものを設置した、こういうかつこうでござ
いまして、相当努力していると考えております。

また経費の点につきましても、これは仕事の性質上、どうしても人件費が中心になりまして予算が組まれるというのと、他の事業官庁と違いますて、仕事の性質上そういうかつこうになるかと思います。まあその中で業務施行費、これは少ないと言われば少ないということかもしませんけれども、前年度に比べますと五〇%も増加した予算を計上しておるわけでございます。そういうふうなことで、いろいろ私どもといたしましても予算上努力しておりますという点は御了承いただきたいと思います。

○中村(重)委員　おっしゃるとおり人員は二十九名ふえたことに間違いない、あるいは事務費等についても増額されたことは間違いない。だがしかし、これだけふえたから公取に対してもほかと比較をして努力しておるんだ、それで満足をしろとおっしゃつても、これは公取というものの性質からいって、こういうことではしょうがないということです。いま公取が果たしている役割りといふものを考えるならば、二十九名や三十名、五十名の増員ではしようがない。先ほど委員長の答弁によつて、あなたもお聞きのとおり、東京にすら事務所がないんだ、北陸にもないんだ、その他のブロックにおきましてもあの九州全域に対してもだ一ヵ所の事務所があるにすぎない、その人員は十名程度であるということもこれはお聞きのところあります。二十九名ふやした、こうおっしゃるけれども、現実には、そのふえたのにかかわらず、そういうようなわざかの人員である。しかも事務費等についても、全体でもつて四千万足らずだということ。ですからふやしたからということでおこでこれでよろしいということにはならぬと思う。私どもは公取の問題に対しましてはいつも附帯決議をつけております。また今回も附帯決議をつけなければなりません。だからして、幾らか人をふやしたからあるいは予算をふやしたから、それでもつて公取の機能というものは十分充ててあるのだというようにお考えになるということは、私どもは適当ではないと思う。だからもつと積極的にこ

の公取の問題に対しまして大蔵省も取り組んでもらうのでなければならない。ですけれども、これ以上あなたに答弁を求めましても、同じようなことの繰り返しであろうと思いますから、基本的な点に対しまして、あなたではなくて、また大臣等から考え方を聞かしていただきたいと思いますから、この点についてはお答えは要りません。

公取委員長に統いてお尋ねしていくのですが、時間の関係がござりますので、ひとつ私も簡潔にお尋ねしますけれども、御答弁も簡潔にお願いします。

三菱造船の審査をおやりになつたはずでござい
ますが、この点がどういうことになつておるの
か。それから時間の節約上あわせてお尋ねをいた
しますが、金融機関の歩積み両建ての問題、あな
たのほうで調査をしておられる結果の新聞の報道
でわかつたわけであります、歩積み両建てが最
近は非常に減つてきた。これは自衛の結果である
というような期待であらうかと思うのでございま
すが、この点はどのようにお考えになつていらつ
しやるか。

○辻説明員 御指摘の点は、長崎造船所関係の下請の問題だと思いますが、昨年の三月に検査をいたしまして、同造船所のすべての納入業者関係について検査をいたしました結果、下請事業者がそのうち二百八十五社あるということを確認いたしました。当時同社のほうで下請事業者としてとつたものよりも、拡充いたしまして、なおそれ以外に下請事業者類似のものがございまして、そのものにつきましても下請事業者と同様の配慮を払うよう行政指導をいたしました。

以上でございます。

と、なかなか弱い企業というものは借りることはできません。それから金融事情の変化というのも歩積み両建てというものが若干減ってきたたといふことになると思います。いまあなたの逆転ということの中にはそういうことも含まれてのお答えであつたろうと私は思うのです。金融がゆるんでおりますと、これは当然そういうような銀行そのものが借りる先をさがさなければならないという形になつてしまりますから、これは歩積み両建てという問題についてその影響が出てくることは当然だと思う。ですからこの一九%、一四・五%、一一・六%といふようにずっと歩積み両建ての率が下がってきたといふことだけをもつて自歯のあらわされであるとあなたが甘くお考えになつてはいかぬと、なかなか弱い企業というものは借りることはできません。

査では、借り入れ額に対する拘束預金の比率が一・六%というふうになつております。それは前年の五月末が一四・五%，それから四十年十一月末の一九%に比べますと相当な率の減少、すなはち改善のあとを示しておるわけでございます。お昨日の秋から大蔵省でいわゆる第二次ラウンドと称する金融機関の自肅措置を指導いたしております。したがいまして、たゞいま金融緩慢な状況もございましょうけれども、全体といたしましては、現在は歩積み両建てで、といふのは昔ほどの大きな問題ではなくなりつつある。しかし私どもいつ何どきこれが逆転するかもしれないというので監視は厳重にする、こういうつもりでおります。

○中村(重)委員 私はあなたのような解釈をとっていないのです。自肅の問題も全然ないとは言えない。私は若干あると思う。ところがまた別の手段をとつておる。定期預金という形になつていい。あるいは拘束はしないのですよ、だがしかしその預金というものを引き出させないようにする。だから形式的には拘束預金という形になつていいから、いわゆる歩積み両建てでいうふうなことじやないのだ。やり方がなかなか巧妙ですよ。借りるほうは弱いんだから、強い金融機関の意にさからつて違った報告をしようといったしますと、なかなか弱い企業というものは借りることはできません。

○中村(重)委員 あなたは先ほどのお答えで、全体の数字でもって比率をお答えになつたわけですが、内容を精査してみると、やはり歩積み両建てで、というものは信用金庫、相互銀行というものはずっと比率が高いですね。ずっと減少はしてきているけれども、依然として高いのは、いま申し上げたような信用金庫とかあるいは信用組合とか、あるいは相互銀行であるとか中小金融機関であるという事実でございます。依然として金融力の弱い中小企業というものは不利な状況下に放置されてしまう。この事実は重視してもらわなければならぬと思うのです。もちろんただ正すというだけではそれには厳重に監視は続けていく、こういう態度でござります。

と私は思う。いまのあなたの考え方の中からうがわれることは、そういうことだから、一時考えた特殊指定というものはもう必要がないのだ。そういうお考え方かもしません。違うならば、この点についてもお答えを願いたいと思います。いま私が申し上げたこととあなたの考え方が違ったのか、また今後はどういう特殊指定を中心といいましてのかまえを持つて対処しようとお考えになつていらっしゃるか。

○北島政府委員 私の考え方も中村委員の考え方とどう違つてあるものではございません。ただ改善されたと数学的には見える。しかしそれだからといって直ちに全体がよくなつたというふうには考えておりません。たとえばお話がありましたよろしく、一応形式的には拘束預金ではないけれども、実質上引き出せなくなつたという預金もだいぶござります。お話のように定期積み金を強制されるに、一応形式的には拘束預金ではないけれども、当座預金の残高をやかましく言われる、こういうようなこともアンケートの中にちゃんと出ております。しかし全体を総合して判断いたしますと、やはり昔に比べてはすいぶんよくなつてきているなという感じでござります。これで直ちに安心をしておるわけではございません。金融情勢もござります。逆転のことも心配されますので、私どもはそれは厳重に監視は続けていく、こういう態度

せ、やはりまた歩積み両建ての率は高い、これはいろいろ資金コストの問題、その他の問題もあることは思いますが、そういう状況になつておられます。この点については、単に全般的にゆるくなつたからということで安心はしていられない。やはり中小企業のそういう面については私ども十分見ていかなければならぬ、こういう感じをしております。

○中村(重)委員 現在あなたのほうで管理価格というものに十分な関心を持つて対処しておられるというふうに思つてゐるのですが、価格が硬直して何年間も動かない、そういうものが、私がずっとといろいろな資料を見ましてもあるわけです。一つ一つ申し上げてみたいと思いますけれども、時間の関係から残念ですが省略をいたします。あなたの方で調査をしておられるが、二三は同じくして

はなく、現在の、これは政策上の問題になりますから、あなたにそのことを御注文申し上げることは無理かもしれません。されども、やはり銀行にいたしましてもあるいは信用金庫にいたしましても、預金コストというものは非常に高くなっています。貸し付けの場合等も非常に口数が多いという関係もあります。それだけの入件費必要になつてしまいましょうし、事務費があえまいります。勢いそのことが、その金利というのを引き上げていかなければならぬ、あるいは歩積み両建てといふものも必要になつくると、うように、おそらくそうした中小金融機関の人ちは主張するであろうと思います。されども、中小企業といふものがそういう政府の施策谷間に放置されて不利な状態にあるということだけは私は否定できませんから、そういう立場に対しても十分な配慮といふものをする必要があるであらうと思います。そのことに對して、社長にあなたのほうでお考えになつていらっしゃるところがおられますけれども、そういう状況になつておられるならば、簡潔でけつこうでござりますから……。

ても放置できぬと、現に調査をしておるというようなものも、いろいろな業種あるいは企業にあるだろう。そうそう点について特に調査をしておられ、あるいはこれから調査しなければならぬという業種はどういう業種であるか、あるいはどの程度数字があるのか伺つてみたいと思います。

○北島政府委員 いわゆる管理価格の調査につきましては、昭和四十一年度から調査を再開いたしましたが、これは前回三十八年度からいたしましたのと、データは新しいのであります。銀の新しい卸売り物価指数をもとにいたしまして、七百七十品目の中で、いろいろ取扱選択いたしまして、この六年の間に変更回数が比較的少ないもの、それから幅の狭いもの、こういったものをとらえてみまして、ごく大ざっぱにまず最初出しますと、三百三十九品目出た。その中には上昇傾向をとつておるものも含めたわけですが、その中からいわゆる公共的な規制を加えられているとか、現在不況カルテルをやっているとか、あるいは中小企業関係を除くとかいうふうに捨象いたしまして、約六十五品目残りました。そのうちから特に昨年の秋から合成洗剤、バターにつきましては、約六十五品目残りました。調査が進み次第、次から次へと他の調査、適切な物資をつかまえまして調査する予定でございます。

○中村(重)委員 私の調査した中にも、合成洗剤、これは花王とかライオンが大体生産をしておる。それからペーパーもおつしやるとおり。乳業メーカーといふのはたいへんこれは決算の結果を見ましても利益が上昇している。ところがこれらの中の価格といふものは非常に硬直している。生産があふえているのだから、当然下がつてこなければならない。これはいわゆる乳業メーカーといふものが価格の協定といふものがなされておるだらうことは否定できない。ですから、どうかこういう点を積極的にひとつ取り組んでいただきたい。そしてこれもまた期待にこたえるよう、陣容不足の中でも放置できぬと、現に調査をしておるというようなものも、いろいろな業種あるいは企業にあるだろう。そうそう点について特に調査をしておられ、あるいはこれから調査しなければならぬという業種はどういう業種であるか、あるいはどの程度数字があるのか伺つてみたいと思います。

そ有効にそういうものを督励されて、がんばっていただきたいということを、この点は要望いたしておきます。

○中村(重)委員 その点はわかりました。大企業が中小企業のシェアをどんどん荒らしておるというようなこと、これはひとつ厳に監視の目を光らしてもらわなければならぬと思います。同時に、物価の関係ということも配慮しながら、この点はひとつ遺憾なくやっていただきたいと思います。

次にお尋ねをしたいのですが、あなたのほうが通産省との間に産業構造改善の推進に関し同意を与えた、いわゆる覚え書き、これはきわめて重要な内容を持つものであると思うのでござりますが、この点はどういうことでこういう覚え書きを――名前は竹中事務局長あてになつておるようですが、この点はどういうことでこういう覚え書きを――ござりますが、やはりあなたの責任においてこういうことが運ばれたのだらうと思いますから、経緯と考え方を明らかにしていただきたい。

○北島政府委員 たしか昨年の九月でございましたか、これは私は漏れ承ったのですが、当時の通産大臣の三木さんが、産業構造改善を進めていくについて、業界で不必要に独占禁止法との関係を中心配している向きがある、この関係を公取とひとつよく調整したらどうだということを事務当局にお命じになったようであります。そうして事務当局は公取の事務当局に接触されたわけであります。当方といたしましても、独占禁止法に対しまして不必要な誤解あるいは悪意の中傷が流れましては、法の運用に当たるものといたしましてもやはり困るわけでありますから、私どもの考えているところを明らかにして、不必要な心配を与えるというのを避けなければならぬ、こういうことで通産省のお申し出に私どももちろん賛成で、応じたわけでござります。そうして事務当局でいろいろ折衝いたしました結果、通産次官からうちの事務局長に対する意見の申し出、こういうことはどうか、それに対して公取が異存ないというふうに答えるかっこうで、ああいうかっこうとなつた。私は不必要に財界が心配しているのを、その杞憂をぬぐった効果は確かにあると考えております。

○中村(重)委員 答弁はきわめて何にもないよう
な、簡単なことであるというようには受け取られる
わけであります。私はそう簡単にない。この
内容を見ると、投資調整をやるということについ
て、差しつかえございません、おやりなさい、こ
うあなたのほうはお答えになつていらっしゃるの
です。投資調整をやるということになつてくると、
公正な自由競争ということを押えてくる結果にな
るということは否定できない、あなたはこの点に
対する反論はいろいろあらうかと思います、反論
は伺いますが、投資調整がよろしい、こういう考
え方の根拠はどこにありますか。

○北島政府委員 これは渡辺前委員長時代に、昭
和四十一年の春でございましたか、通産省と話し
合われたその際の結論といたしましては、その投
資の調整については、独禁法違反を生ずる場合も
あるから、その場合にはあらかじめ公取に相談し
てもらいたい、そしたらケース・バイ・ケース
で公取は判断して、独禁法に触れないかどうかを
検討しようということになつておつたわけであります。
それに対して今度はその内容、いわゆるネ
ガチブクリアランスを与える基準をはつきりさし
たところに意味があると思います。内容は私は當
時と変わつているとは思いません。ただもう一步
親切に踏み込んで考えてみて、いまの独禁法から
いつてどこまで許せるかという限度を研究したわ
けであります。それから書き方はむずかしいの
ですが、こういうことであらうということで、こ
れも何も投資調整を全部に認めているわけではない
、その投資調整が現在及び近い将来の需給関係
に実質的な影響を及ぼさない限り独占禁止法上問
題となることはない、こういい方をしてお
る。けれども、問題となる場合もあり得るが、し
かも、現在の投資調整においては問題の起る余
地は少ない、こういう考え方は確かにあります。

○中村(重)委員 それはあなたのほうは逃げてい
ますよ。現在も、近い将来もそれが自由競争とい
うものに影響を与えない、そういうことをだれが
判断をするのですか。公取の存在というものをで

きるだけ否定しよう、横つ腹に風穴をあけてやろうという考え方が産業界にあることをあなたは百も御承知になっておる。そういうような企業が投資調整をやるという場合に、これは価格に影響してくるのだ。自由競争を抑制することに大きく役立つんだと考へながらも、そななりますよということを何で言えますか。投資調整は、現在も近い将来も何も自由競争というものを押えることに不同意を与えたということがありますから、結果はこうなったのだ。こういうことになつてくるではありませんか。ところがあなたのほうは一応同意をおつたといふことがありますから、これはあなたのほうの負担になりますよ。そななつてくると、自由競争を押えた結果にはなつたけれども、そういうことで一応あなたのほうで同意を与えておつたといふ点から、独禁法違反であるといふのでこれに対しても措置していくといふことはなかなかむずかしくなつてこようと思ひます。ですから、そなあなたがお考へになつてゐるよう簡単ではございません。かつての特振法のことあなたは御存じございましょう。特振法制定の一一番の柱は何でございましたか。投資調整であつたではございませんか。そして適用除外にしようとしたのがあの特振法であつたではございませんか。私どもはこれに對しまして、きわめてこれは自由競争を抑制することに大きく役立つ、公取の存在そのものを骨抜きにする結果になる、こういふ判断からあの特振法をつぶしましたよ。そのことをあなたはお考へになるならば、投資調整を是認されるということは、廃案になつた特振法をあなた自身が法律はないのにこれを認めてくるといふ結果になる。あなたはあなたとしての判断はありましょうけれども、私の言うことだつて大きく耳を傾けるものが私はあると思う。その点はあなたはどんなお考へか。

○北島政府委員 投資調整も確かに自由競争を抑制するのに役立つて違ひないのであります。独占禁止法の根本観念からは好ましいものではありません。ただ現在、独占禁止法の規定からいつ

て、はたしてそれが違法ということで論理が成り立つかといふと、実は法律の構成からいって、それはむずかしい、裁判所にいつたら負ける、こういった考へで、現在の法律解釈としてはあれが正しい、こう思つてゐるわけあります。と申しますのは、一定の取引分野における競争を自主的に制限するということ、そういうような投資調整はいかぬわけですね。それで独禁法の一応野における競争というのは、すべての競争といふことじゃなくて、競争の定義は独禁法の第二条にありますから、当時のことを取り上げてこういう争ということになつてゐる。設備投資の競争は一応その中に入らない。設備投資は一応商品の需給に影響してくることは事実です。その結果、将来供給要因が変わつてくるわけでござりますから、商品の需給は確かに関係ある。ところが一方、一定の取引分野における競争を自主的に制限するといふことはどういうことかと申しますと、これは東京高等裁判所の判決に何回もいつてゐる。事業者あるいは事業者団体がある程度自由にその意思で価格、品質、数量その他の条件を左右することによつて業界を支配することができる状態、そういう点に取りかわされましたこの覚え書き、きわめて内容詳細であります。これにあなたのほうは全面的に同意を与えておられるわけです。これは重大な関係があります。あなたはいま裁判に負けるとかなんとかいふことをおつしやつたのであります、そういうことでは答弁にならない。あらためてこの点につきましては二日に時間をとりまして考え方を伺つてみたいとは思ひますけれども、そういうような考え方をあなたが持つていらっしゃるならば、あなたは産業政策というものにあまり目を向けて過ぎておる。公取の存在そのものをみずから否定しておることに私は通じてゐる。今度おとりになりましたこの態度と、いうものは、私は當を得たものではなかつたと考へます。もう一度……。

○北島政府委員 そういう御意見もあり得るわけあります。法律的には私ども考へておるとおりだと考へております。たとえば生産調整の問題、これは直ちに一定の取引分野における競争の問題であります。たとえば生産調整の問題、これは直ちに一定の取引分野における競争の問題であります。たとえば生産調整の問題、これは直ちに一定の取引分野における競争の問題であります。たとえば生産調整の問題であります。たとえば行政官庁が行政指導をいたしましたが、その結果を見て、これは自由競争になつた。政府はこれに介入したことがある。そ

に立ち上がるという態度をお示しになつた。またその点に對するあなたの答弁からわれわれは非常に不満に思つた点もありましたが、時間の関係がありますから、当時のことを取り上げてこういうことであつたじやないか、ということをここで申し上げることを省略いたします。あのときは少なくともあなたのほうは批判的な態度を持って嚴重にこれを監視するという態度であつた。ところが今度はこれに同意を与えたといふところに大きな問題があると言ひます。私は、だからそうではなくて、法に基づいて、これは法違反であるとする野における競争の定義は、すべての競争といふことじゃなくて、競争の定義は独禁法の第二条にありますから、当時のことを取り上げてこういう争の定義は、すべての競争といふことは独禁法の精神からいって私も好むわけではない。競争制限は好ましくないと思いますが、現任の独禁法の解釈ではどうもそこまでいかないのが委員会の一致した結論であります。

○中村(重)委員 とにかく投資調整というものは何のためにやるのですか、ねらいは。結局公正な自由競争を押えて、いって企業の利益を守るということ以外に何の投資調整の意味がありますか。それは問題ですが、時間がありませんから、あらためてやります。

いま鉄鋼メーカーが生産調整をやる、これは設備の調整をやるわけですが、これに対しましてもこの覚え書きの趣旨に沿つて扱つていくという考え方方に立つておられますか。

○北島政府委員 さようございます。

○中村(重)委員 同いましていよいよ問題が出てまいりました。けれどもその点も含めてあとでまたやることにいたします。

産業再編成の問題について伺いたいと思うのですが、産業構造高度化ということが御承知あります。しかし、裁判所にいつたら負けるのではない、裁判所にいつたら負ける Joanna

続して、この下請企業の問題についてお問い合わせあります。御承知のとおりに、資本自由化を控えまして、親企業というものが下請企業の整理というものをどんどんやる、それから取引条件というものを非常に改悪をしておる、そういう事実があらわれております。この点に対しまして具体的な事實を私は取り上げまして申し上げたいと思いますが、あなたのほうで調査をしていらっしゃる点がございましょうから、特に目に付いてこれは是正されなければならぬというようなことがございますならば、その点を一応伺ってから、私が調査をしていることについてお尋ねをしていきたいと思います。

○北島政府委員 下請も最近の経済情勢を反映いたしまして、若干ではございますが、改善のあとがうかがわれる、こういったことでありますて、全般的に申しまして、前よりもひどくなつたというふうなことでもなさうであります。たとえば、手形の長期サイトのものの抑制でございますが、これに対しましては、御承知のとおり、昨年中に中小企業庁と共同いたしまして、通達、指導をいたしておりますが、調査の結果も、手形期間も若干短縮せられつつあり、特に全般的にいま非常にひどくなつておるということは、私あるいは不勉強かもしませんが、耳にしておりません。

○中村(重)委員 私が調査をいたしておるところによると、これは自動車産業その他にあるのですが、ほとんど窓口企業というものをつくるわけですよ。契約は親企業と直接下請とやりません。窓口企業といいろいろトンネル会社を通じてやる。そしてそのトンネル会社が公然と二%あるいはそれ以上の手数料を取る。それから非常にきびしい条件をつける、罰金制度というのをつくります。納期、納品の数というものをきめて、点数でもつて、たとえば一点十円なら十円、こういうことでもしつときめる。そして、そこで何か点検調査をやるわけでございますが、そういう際に不合格品が出た場合には、全体の中に二個か三個があつても、全部それを返品する、そして納期におくれた

○北島政府委員 下請取引に精通していらっしゃる中村委員からのお話でございますから、そのとおりのことが相当あるうかと思います。十分お声を承りまして調査いたしたいと思います。あるいは下請課長はそういうことを百も承知かもしません。私自身がそういうことを知らないのかもしれません。おそらく事実でございましょう。そういう点はできるだけ下請課長を通じて厳重に取り締まっていきたいと思います。

○影山政府委員 窓口企業を指定するという傾向があることは先生御指摘のとおりでございまして、これは重化学工業化が進みまして迂回度が高まっていくことにつれまして、そういう下請の段階制をとっていくとともに一つの方向でありますかと思うわけでございますが、ただ、この窓口企業が組み立て部品工場というようななかつこうをとるわけでござりますけれども、単純なトンネルではないというふうに理解いたしておりますが、そういうところがきびしい下請に対する力関係による縮めつけを行なうとか、あるいは手数料を取るというようなことがございますならば、それまことに遺憾なことでございます。先般の新聞の記事も私は読んでおりますが、早急にこれも調査をさせておりますので、その点またあらためて御報告もし、指導もいたしていきたいというふうに考えております。

○中村(重)委員 この点はまだいろいろお尋ねしたい点もありますが、時間の関係からあらためてまたお尋ねすることにいたします。

最近公取が、資本自由化の対策という形で伝えられておるのでございますが、全国トマト工業会から景品類の提供を制限する公正競争規約の認可申請が行なわれて、これに対しても認可をする意向だと伝えられておるのですが、この点はすでに認可なされたのかどうか、その内容をひとつ簡潔にお答え願いたい。

○北島政府委員 事務局のほうで日下調査中でございまして、近く委員会に上程されるようになつたまま主管課長が申しております。委員会がありましたが、主に景品類の提供を制限する公正競争規約の認可申請が行なわれて、これに対しても認可をする意向だと伝えられておるのですが、この点はすでに認可なされたのかどうか、その内容をひとつ簡潔にお答え願いたい。

○中村(重)委員 不當に顧客を誘引するおそれがあるということでこれを認可するという考え方のようであります。が、この基準というのが非常に問題であらうと思うのです。不当表示、不當景品、これは国内の大企業というのもどんどんそういうことをやつてきた。ところが、あなたのほうは、これに対して今まで取り締まりといふような面は、不当景品とか不当表示防止という点から手をつけられたというのは、わりあい少ないのでですね。今度外資が入ってくるという段階になつて、私はあえて重い腰とは言いません、手が回らなかつたのだと善意に解釈しているのです。が、この基準というのは非常にむずかしいのですが、あなたのほうでそれをどこに求められて認可する方針に立たれているか、その点どうですか。

○北島政府委員 これは不当景品類及び不当表示防止法に基づく公正取引規約でございますと、まず業者が自動的に規約をつくって、公正取引委員会の認定を求めるということになるわけであります。公正競争規約につきましては、これの認定基準がございまして、公正競争規約を認める場合には次のような要件がなければならない。「不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保するために適切なものであること。」「一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。」「不当に差別的でないこと。」公正競争規約に参加し、又は公正競争規約から脱退することを不当に

○中村(重)委員 それはわかるのです。わかるのだけれども、それは必ずしも具体的ではないわけです。だから、これはいわゆる不当景品をやる。あるいはこれは教育上の問題も出てくると思うのでございましてけれども、最近の子供の雑誌に膨大な付録がついている、どっちか本誌かわからなくなつたというようなことで、これは教育上ゆるしい私は問題であろうと思う。いろいろなことがあるわけですね。その一つ一つ、不当表示とか不当景品という問題について私は触れないが、じや具体的にこれが法に触れるのだという根拠——根拠はわかるのですけれども、その基準というものが非常にむずかしくなつてくる。だから、外資に対してもみきびしい態度で臨むと、これはまた国際的ないろいろな批判というものが出てくるのである、う、こう思う。最近それに変わらないような日本のいわゆる国内の大企業というものが、強い資本力によるものと言わして中小企業を圧迫をしておる。先ほどのラーメンの問題とのおりであります。ですから、この点は非常に慎重にして勇断といふとでお臨みにならなければ、私はいけないのでないか、こう思うのであります。いろいろそういう法律を分離して内容を充実していかなければならぬという点も、私はあるのではないかと思います。ですから、それらの点について最近取り組んでこられましたから、いろいろと検討されておられるのでありますから、構想がありますならば、それらのことに対しましてもお話をいただきたいと思います。

○北島政府委員 景品につきましては、現在懸賞による景品の規制を一般的にやっております。それと各業界ごとに自主規制をやっておりますが加えまして、それぞれ各業界ごとの景品類の提供の制限を告示している例がございます。それから、たとえば最近におきましては、業者間の景品が非常にはでになりつある。これは結局流通経費を必要に高めることになりますて、消費者の物価にも影響するところが少くないのであります。こういった見地から、ごく最近事業者が事業者に対する景品を提供することに対しても、規制をやっているわけです。御承知のとおり、これは海外招待旅行という名前でもって一般的に言われておりますが、単に海外招待旅行だけでなく、一事業者当たり年十万円をこえるような景品を提供してはならぬ、それは新しく取引を開始するとか、あるいは年額どの程度以上での取引があった者に対して提供するというふうなことでもって、いま盛んに行なわれておりますのを今回規制した、こういうことでございます。景品の提供につきましては、これはお話のように、ただ外資だけを目的とするのはいけないので、外資、内資を通じまして、不正な景品類の提供が行なわれますと、これは結局消費者がかかることがありますので、こういう点につきましては、やはりどうしても私ども事実に応じて業種に応じて適正な規制を加えていく必要がある、こう考えておるのでございます。

そういう純粹に景品であるという場合はわかるのです。そうではなくて、先ほど私が申し上げましたように、こういうわけで新しい製品をつくったんだからこれを御紹介いたします、あるいは店舗を開設をいたしましたから、ひとつこれからじつこんにお願ひをいたしたいというようなこと、そういうようなための招待旅行だつてあるだらう。それがいわゆるこの法にいうところの不當表示であるとがあるのは不当景品という概念の中に入るのかどうか、私は非常にむずかしいところがあると思うのです。だからそれらの点について、もっとこの法の不備を直していくしなければならないという点があるだろ。取り締まりをなさるという根拠はありますけれども、具体的にこの法律にはめて、そして違反なら違反という形でこれを処罰していくという場合におきましては、非常にむずかしい問題が出てくると思うのです。それからこの点に手をつけていかれると非常に膨大なものになつてしまいますが、だからして一本の法律というものも分離していかなければならぬ時期にもう来ておるのであらう。だから先ほど来申し上げましたように、予算の問題あるいは人員の問題等々とあわせて、これらの整備をしていかなければならぬという時期にあるのではないのか。そういう点についてどのようにお考えになつておるか伺いたいのですが、私は十二時でやめたいと思っておりますが、あわせてかけ足でお尋ねします。

○北島政府委員 マーガリンにつきましては、ターラーとまざらわしいバターリンとか、新たにコンパウンドバターとか、そういうたな前で一般消費者の誤認を招くような表示をいたしておりましたが、昨年来これは指導いたしまして、公正競争規約をつくりましてそれを認定いたしました。これは実際に動いておるわけですが、業界といふたしましては、マーガリンという印象が悪いので、できるだけバターに似たような名前をつけておつたのですが、やつてみるとどうではなくて、いまのマーガリンはよくなっているのだということ、かえって正しい名前にしたために売れ行きも伸びているというようなことも業界では言つております。やはり正しい表記をみながらやれば消費者も正しく認識するのだろうという一つのあります。これにつきましてはアウトサイダーの問題になりますと、これはあと不當表示の問題になります。一般的に不當表示の防止の規定にひっかかるということになるわけであります。業界 자체は加入した者はこれに従つてやります。加入していない者は、もし公取の考へておるような不當表示になりますと、不當表示防止法に従つて排除命令を受ける、こういうことになります。

○中村(重)委員 必ずしもアウトサイダーといふもののあることが影響ないということにならぬと思うのです。一つの組合が事業をやるために認可を得る、その者はその認可されたいわゆる規約の内容によつて拘束される、ところがアウトサイダーはその拘束を受けないというようなことで、実は取引秩序というものが守られないということがあるので。環衛団体等におきましては適正配置というのがある。百メートルなら百メートルで新しい店舗を出してはならない、支店、出張所をつくつてはならないということで認可を受ける。

いきの株の○と票の○これがなるる二合にのまのはまると○に心事あれば云ておぬ

自由にどこでもやれるとい
うから、そういう点等々
すから、むしろすべての商
業でいくことを考えたら
必要がないのかどうか、そ
いましょうか。

○北島政府委員 これは表一
と、JAS規格とかJISや
るわけであります。不当表示
ますれば、一般消費者を著
のほうでは、どういう表示を
めりませんで、中身とレツン
につきましては排除するこ
います。もちろん公正競争争
う後はバターリンなどとい
ー・ガリンという名前を使ふ
それを排除するとか是正の措置
あるわけであります。一般的な
ことなどで、不当表示防止法
の問題は、消費者を守る意味
がある。法の不備、これもま
でなければならぬと思ふ
うお考えなんでしょう。

○北島政府委員 今後不当表示
行政は今まで手薄でござ
わめてわずかな人員でござ
たしまして、今後この方面に

入れていただきたい、こういうふうに考えております。それからなおお話しの法の不備がござりますれば、私のほうで検討いたしまして、直すのにやぶさかではございません。

○中村(重)委員 最後にお尋ねいたしますが、御承知のとおりこのコーヒー牛乳、フルーツ牛乳の問題が非常に問題になつておる。そこであなたの方ほうは色ものに対し牛乳という表示を取つ払え、こういうことを指示してこれを実施されたよううに伝えられているのですが、そのとおりである

○北島政府委員 牛乳の表示問題は目下まだ調査中でございますが、結論としては是正の措置を講ずる必要がある、こう考えております。なお牛乳かどうかかといふことは、やはり一般の消費者の常識をもつて考えなければいけないじやないか。牛乳の成分が少しでも入っておれば牛乳といえるのだというふうな監督官厅のお話もあるようですが、それはどうもおかしい。一般消費者を著しく誤認せしめるようなことは常識に従つて直してい

○中村(重)委員 考え方はわかるのですよ。その点は同じなんだけれども、これはフルーツ、コーヒーというだけではなかなか売れない。ところがあなたのほうの調査によつても明らかなように、フルーツ牛乳、コーヒー牛乳と書いてはあるけれども成分はほとんど入つてない、こういうことである。それで今度やかまくなつたので、あなたのほうはその表示をはずさせようということでいま検討しておる。それによるとそういう方向に進むであろう。ところが今度はまじめに牛乳の成分をうんとふやして、大体これは牛乳というものにウェートを置いて、コーヒーとフルーツというものはただくつつけただけだ。逆のようだ、そこま

でいくのかどうかわからぬが、それは牛乳と称して売つてもいいのですけれども、そこまでいかないでしようけれども、少なくともフルーツ牛乳、コーヒー牛乳というものがなくなつてしまつたのは、では商売にならぬ、もうからぬ。だからどうしてもこれはもうからせるためにも、そういうことで改めますから、この表示をはずすことだけはひとつごんべんくださいといふような形で出てきます場合も、牛乳をはずせるという強い態度で臨まれる方針な思ひか、またその点に対する法的に少しも疑義がないのかどうか、そこらあたりはどうでござりますか。

○北島政府委員 要は一般消費者がそれを牛乳と考えるのにふさわしいかどうかという問題でありまして、たとえばホモ牛乳、ビタ牛乳がございますが、これは加工乳ですが、これは厚生省令でいうところの牛乳の成分を持ってその上にさらにビタミンを入れておる。いまのフルーツ牛乳はそういうものではないわけでありまして、もしかりにお話しのように牛乳といえる程度のものを持ち、それに多少コーヒーを入れた、フルーツを入れた、これら一般消費者を欺くことにはならぬと私は思います。しかしそうなりますかどうか非常に怪しいものだと思ひます。

○中村(重)委員 それはおっしゃるとおり消費者を守るという立場から峻厳な態度で臨んでいただくということを私はあなたに期待をする。そうあってほしいのです。だがしかし、やはり反省してきた、そしてほんとうに消費者を守るというような態度に業界が出る場合は、また考慮するという形になるであろうと私は思つておる。

それから消費者がといいますけれども、これが改められた、そうして牛乳という表示がそのまま残されたといったても、消費者は表面から見つてなかなかわからぬわけです。また飲んでみても、どの程度牛乳というものが入つておるのか、それもわからぬのですから、やはりあなたのほうがこれらの扱いに対しても十分ひとつ慎重にして、き然たる態度をもつてこれに対処していただきな

ければならない、と思うわけですから、私の申し上げたようなことに対するあなたの考え方なります。いは決意のほどを伺いたかったわけであります。まだ基本的ないは具体的な問題につきましてでもいろいろお尋ねしたいことがたくさん残つておりますので、あらためてひとつ二日にでもお尋ねしたいと思います。きょうはこれで終わります。

と申しますか、そういうお仕事は職員の方、先ほどのお話ではごくわずかな職員の方がそういう分析のお仕事等もおやりになるのかどうか、この点はいかがでございましょうか。

○北島政府委員 そういう技術を持っておりませんので、そういう仕事はいたしておりません。もし、必要があります場合は、外部の権威ある研究所等に分析を依頼する、そういうことになります。

○中谷委員 不当表示の問題については、最近レモンそれからイチゴジャム、マーガリン、牛乳、いろいろなものが問題となりまして、またこの品物も不当表示じゃないのかというふうなことをお

尋ねねるつもりではないのです。ただしかし、たとえばアイスクリーム、これは夏になつてしまひまして、ずいぶん子供さんにアイスクリームを買われると思うのですけれども、これも乳製品の一つに属すると思います。たとえば厚生省令によりますと、アイスクリームについての規定があるよ

うでござりますが、問題のアイスクリーム等についても、いわゆるアイスクリームと称しながら、内容の乳脂肪について実体と沿わないものがずいぶんあるようだ。これはしらうとも思いつくわけなんですが、このようなアイスクリームについても御調査になるというふうな現在御準

○北島政府委員 アイスクリームについては、私備があるのかどうか、この点はいかがでござりますうか。

は常識の観念からいって、非常にむずかしい点があると思います。昔から食べている人も、実はクリームだと思っていないで食べている人も相当あ

るんじやないか。そういう点から考えますと、アイスクリームといつていて、この値段でこの程度

かどうかという気がしないでもありません。しか
し現在厚生省令でちゃんと規格がきまつておると
いうことになりますと、これはまた別問題であり
まして、そういう点もひとつ十分検討する必要があり
あらう、一般の消費者の気持ちになつてみてはた

リームではない。そうなつてくと、したがつて不當表示の問題が生じてくるアイスクリームといふものは当然あり得る、こういふうに思います
が、いかがでございましょうか。

○北島政府委員 お説のとおりと存じます。乳脂肪か、はたまた他の脂肪かということは、なかなか從来の検査法ではわからなかつたそうでござります。最近それを検出する方法もまたわかつたと書いておりましても、乳成分でなく異種の脂肪を入れてゐる、異種の脂肪で3%以上というのを造りしているということになると、これはまた触れてもよいと思います。

○中谷委員 そこで私はきょうはアイスクリームをやり玉に上げるつもりはないのです。私が申上げたいのは、要するに、不當表示の仕事に従事しておられる職員の方の数が非常に少ない。そ
ういたしますと、消費者の立場から申しますと、不當表示のたとえばフルーツ牛乳、牛乳でないそ
ういうものを買わされた、これは消費者は被害者だと思うのです。そしてまたそういうふうなものを売つた人は、ある意味では加害者だということに相なるだらうと思うのです。しかし、たとえば私がやり玉に上げるつもりはないけれどもと申し上げたアイスクリームなどというものについてもそのような問題を含んでいるとすれば、ずいぶん不當表示の品物というものの、商品というものは多いと思うのです。そうすると、最近問題になつておりますレモンにしろあるいは牛乳にしろ、不當表示だということで消費者保護の立場からそのこととが調査の対象になるのは当然のことだと思いま
す。またどうしてもそれはやつていただかなければいけぬことだと思ひますけれども、かりに無数に、ある特定の品物だけ不當表示だということでは被害者なんだといふうな意識さえも持ちかね

ないじゃないかというふうな気がいたします。たがいまして、これは不当表示の問題一つ取り上げてみましても、またいわゆる法の平等という考え方からいたしましても、不当表示に関する職員の数があまりにも少ないということについて、これはどうされるのか、どうしてそういう状況に対処されるのか、この点についてひとつお答えをいただきたいと思います。

○北島政府委員 先ほど申し上げましたように、本局でわざか二名の人員でございますが、ただいままで仕事をいたしております。今度の私的独立禁止法の改正案が通過いたしますと、これが二名ふえまして四名、倍ということをございます。はなはだ乏しい人数でござりますが、人員も倍になりますので、これをひとつできるだけ活用してやつていただきたい。だが、もちろん冗談でござりますけれども、四名でいいなんて決して思っているのではありません。非常に少ない。少ないけれども、今までとにかくこれだけの仕事をしているのであります。四名の陣容を十分フルに活用して、優秀な課長以下先頭に立ててやってみたいと思います。また、もちろん不當表示は私は段階いろいろあると思うのです。やれば数限りありません。ただいまの陣容でやる場合には、できるだけははだしく著しいものからやるべきだ、こういう感じがいたしておりますが、これには消費者のふる人の声を耳にしなければいけません。消費者モニターも私たちのほうでお願いしておりますが、そういう方の声もよく聞きまして、一番ひどいと思われるものを逐次やっていく、こういうのが一番適当であろう、こう考えております。

○中谷委員 ではお尋ねをいたしますが、非常に優秀な課長さん以下の職員四名ということでござりますけれども、その四名の方というのは本来の専門はエコノミストなんでしょうか、それともいわゆるシユリストなんでしょうか。それともいわゆる化学者、要するに食品分析などの専門の方なんでしょうか、この点いかがでございます

○北島政府委員 現在の陣容には技術者はおりません。エコノミストあるいはジャーリストでございます。今後どうするかという問題でございまが、わざか二名ばかりの増員では、とても技術者を入れるということではなく、やはりジャーリストなりエコノミストなりを入れまして、そして行政的な知識もあり経験のある者によつてこれを推進していくらよがろう、こう考えております。

○中谷委員 それではお尋ねをいたします。不当表示の問題だけをお尋ねをしているわけではありません。されども、そうすると委員長の御希望あるのですけれども、いはゞすると委員長の御希望あるいは不当表示に対する措置等については、職権による探知、職権による御調査というふうなことに於いてはほとんど何といいますかこれは努力をしても追いつかないということ。要するにその消費者からの不服あるいは申告、申し出などということによって不当表示の問題等については対処していくがざるを得ない。たとえば、実は私はアイスクリームの問題等についても、こういうふうな雑誌を読んでこういう問題があるなというふうなことに気がついたわけですけれども、不当表示を御専門にしておられる公取御自身が積極的に職権をもつて御調査になるというふうなこと、要するに職権探知されるということ、御調査は別として、職権でますそういうふうな実事を探知してこられるということは非常に少ないんじゃないかな、こういうような気がいたしますが、実情はいかがでございましょうか。

○北島政府委員 不当表示の中でも不動産関係の不当表示は職権探知が多いわけです。というのには、みな新聞をとつておりますので、その中に折り込みが入っております。それを見ておりますと、おかしいという方がおりますから。ただとの不表示になりますと、なかなか私どもの手が及びません。もちろんお詫のような雑誌もとつておりますし、新聞なども十分注意して読んでおります

よくわかりませんが、皆さん覚えて書きと言つておられますから私もそういう表現を使いますけれども、この覚え書きは、いわゆる独占禁止法の運用をかなり弾力的に認めている、そういうことを公取が放任せられた、あるいは承認せられた、あるいは了解せられた、認めになつたということで、逆に独占禁止法の解釈の硬直性——運用はこういうふうなものなんだということとで通産省と覚え書きをおかしていいのだ、そういう運用面における解釈の硬直性というものを来たすのじゃないかということをむしろ私は指摘したいと思うのです。要するにこのことによつて公取あるいは通産省、少なくとも公取はこのことによつて逆に第三者、産業界に対して拘束をされる、この点についてはいかがでございましょうか。

○北島政府委員 もちろん公正取引委員会が同意したわけでございますから、どこに対しても責任を負うわけでございます。

ただ、解釈の弾力的運用云々の問題でございますが、私も弾力的運用ということは非常にいやなんですね。というのは、何でもかんでも法律をあめのよう引き延ばして解釈できるというのを弾力的運用というのなら、私どもは弾力的運用を断じて排さなければならぬ。ただし経済の実態に即応して、そうしてその時に応じて、もし財界が心配しておるのなら、公取の解釈はこうでござりますよ、これでよろしいかと通産省が言つてきた場合に、公取がほんとうに自信があるならばそれに答えるべきであります。私どもはそういうつもりでこの法律の解釈としてあのような回答をいたしました。

○中谷委員 公正取引委員会の職員の方々が「公正取引」という月刊誌の中にそれぞれ執筆をなしておられます。非常にいいことだと私思ひのですが、その中ですでに二回にわたって、合併の規制基準ということについて河村さんなどが非常に詳しいわけであります。

レポートをお書きになつてあると思うのです。
そういうようなことで、それを読めば何もあらためて覚え書きを出さなくともいいじゃないかといふうな感じが私いたしました。むしろ合併の規制基準を二回にわたつて非常に詳細にお書きになつてある。そういたしますと、合併の規制基準なるものと覚え書きなるものとの間に何らかの食い違いがあるのかどうか、この点はいかがでございましょうか。

がでございましょうか。
○北島政府委員 投資調整等については初めてでござります。ただし、往々にして法案提出の際に、たとえば各省の次官と事務局長でもって法律の執行について了解事項をまとめる、こういふことはよくございます。ただし投資調整についてはこれが初めてでござります。たとえばこのほかにも、運用につきまして覚え書き程度のことはときどきあるわけでござります。

○中谷委員 では次に別の問題をお尋ねいたします。

関心を持ちまして、事務局にも検討をさしていますし、私自身も勉強いたしております。まだ案件が委員会に出たことはありませんから、委員会としても合議したことはございません。しかし私自身の考え方はまとまつておるわけです。私自身いたしましては、ただいまの抜けがら方式というのはやっぱり独占禁止法に触れるわけで、それを認めんには現行法を直さなければなりません。しかし、このことがどういう必要があるかということに対しても、はなはだ否定的であります。持ち株会社全般につきまして、いま独占禁止法で禁止いたしますります持ち株会社、これは持ち株会社のすべてにおいて、株式と所有することによって

[View all posts by admin](#) | [View all posts in category](#)

のことによつて公取あるいは通産省、少なくとも公取はのことによつて逆に第三者、産業界に対して拘束をされる、この点についてはいかがでございましょうか。

○北島政府委員 もちろん公正取引委員会が同意したわけでございますから、どこに対しても責任を負うわけでございます。

ただ、解釈の彈力的運用云々の問題でございますが、私も弾力的運用ということは非常にいやなんですね。というのは、何でもかんでも法律をあめのよう引ひ延ばして解釈できるというのを弾力的運用というのなら、私どもは弾力的運用を断じて排さなければならぬ。ただし経済の実態に即応して、そうしてその時に応じて、もし財界が心配

んになればわかりますが、個人の考え方であるといふ。あれは個人の考え方でございましても、違った意見が出てくることがあります。ですから、個人の意見を「公正取引」に発表したからそれでいいと、いうことではなくて、ちゃんと通産省から正式に照会があった場合に、公取としても委員会として見解をまとめてこれに回答を与える、これはやはり公正取引委員会としてなすべき仕事だ、こう考へておるわけであります。一個人が雑誌に発表することをもってかえるということは必ずしも適当ではない。その中には公取のきまつた意見のことでもございましょうし、そうでない場合も非常に多いのです。ことに独禁法関係にはそういう点がございますので、当然委員会としてはそれとは別に、委員会としてきめたならばそのとおり発表するのが適切でありまして、どこにだれが書いたからそれによつてくれということはやはり言えないわけでござります。

株会社についていろいろな型がある、もちろん、いわゆる持ち株会社というようなものについては法によって禁止されている、ただ、いわゆる法によって禁止されていない持ち株会社についてはいろんな型というものがあり、そういう中でいわゆる抜けがら方式というか、そういうようなものについて通産大臣は肯定的な立場で公取が検討していただきたいと思うのだ、こういうふうに議事録を拝見しますとお答えになっているのです。

いま一つ、時間がないですから続けてお尋ねいたしますけれども、委員長の談話などの中に、いわゆる持ち株会社というふうな構想といふものを安易に進めていった場合に、外国資本の進出の関係において非常な問題が生ずるのじゃないかというふうな談話を委員長が御発表になつたような記憶があります。こういうような点について、持株会社について、予算委員会等においても委員長すでに御見解を御発表になつてあると思いますが、ひとつお答えをいただきたい、これでございます。

業とする会社、こういうことになつております。いわゆる抜けがら方式は端的にこれに触れるわけありますから、こういうものを認める必要があるかどうかに対しては、私は否定的であります。持ち株会社そのものに対して、現在の独禁法の規定は、これを動かす必要はない、こう考えております。

○中谷委員 もう一度お尋ねいたします。私の質問について、私のほうのお尋ねのしかたに不十分な点があつたんじゃないかと思いますが、要するに現在の独禁法のもとにおいて持ち株会社なんというものが禁止されている、これはもう当然だと思うのです。独禁法の規定そのとおりだと思うのです。現在のその独禁法のもとにおいて、まさに委員長おっしゃったように、諸説様々といつてもいいと思いますけれども、大体四つくらいの考え方を、持ち株会社についてこんな型があると一々申し上げなくとも、委員長すでに十分御存じだと思いますけれども、それぞれの見解あるいは構想あるいは提案なるものを通産省は発表していると思うのです。そういうふうな通産省の考へている持ち株会社なんといふものは、委員長の御見解では、そういうようなものはまず必要ではないのだ

○中谷委員　公正取引委員会の職員の方々が「公正取引」という月刊誌の中にそれぞれ執筆をしておられます。非常にいいことだと私思うのですが、その中ですでに二回にわたって、合併の規制基準ということについて河村さんなどが非常に詳しい

かつこうのもので、公取と通産省の間に投資調整、合併等についてこのような文書が、内容は別として、それが今日までしばしば取りかわされているのかどうか、またいままで取りかわされたといふような事実があるのかどうか、この点はいか

○北島政府委員 持株会社については、諸説紛々でいろいろな議論があるわけですが、公正取引委員会に対しては、正当な機関からこうしてほしいという要求はまだございません。もちろん私どもといたしましても、これに対して重大な

うのです。そういうふうな通産省の考へて、いわゆる持株会社なんというものは、委員長の御見解では、そういうものは必ず必要ではないのだということ、それから、まして独禁法の持ち株会社に関する規定なんというものを改正するなんて

よくわかりませんが、皆さん覚え書きと言つておられますから私もそう、うう表現を使ひますけれどレポートをお書きになつてあると思うのです。

がでございましょうか。

関心を持ちまして、事務局にも検討をさしていますし、私自身も勉強いたしております。まだ案件が委員会に出たことはありませんから、委員会としても合議したことはございません。しかし私自身のほうではござつてはおります。ムリヤリ

ことは全く不必要なことだ、そしていま一つ、要するに通産省の考へておられる持株会社の考え方といふのも独禁法に触れる可能性が十分にあるんだということなんのかどうか。ちょっと時間がなくなってしまったが、持株会社に関しての御答弁としてさらに発展させていかなければならぬ問題だとと思ひますので、その点についてもう一度お答え願いたい

ということになりますと、委員会の責任は重大だ
と思いますけれども、これに対する委員長の決意
のほどを伺いたいと思います。

で彼らが勝ち抜いていくといったしますならば、不公正な取引以外にはほとんど余地がないという状態にさらされておる業界の声というのに委員長

いては巨大な資本だと申し上げたい森永でさえも全然太刀打ちできなかつたということで、もはや一般市民は、特にインスタントコーヒーにおきき

ということなのかどうか。ちょっとと時間がなくなってしまったが、持株会社に関しての御答弁としてさらに発展させていかなければならぬ問題だと思ってますので、その点についてもう一度お答え願いたい

○北島政府委員 資本の自由化ということは、独立禁止法的考え方から言えば、原則としてはもちろん賛成のほうであります。申しますのは、それだけ競争条件が整備されてくる、国内の産業はそ

耳を傾けておいでになるかどうか、私はもう一ぺんその点お聞きしたい。

しては、まだ森永がやっておるのか、明治がやつておるのか、こんな声しが出さないほどに、わざわざ五年の間に姿が変わってしまったという状態。ところが一般の問屋さんやあるいは小売り店の声

○北島政府委員 通産省としても正式におつ
しゃつておる議論じやないようであります。通産省
省内部でもいろいろな見解があり、あちこちにい
ろいろお出しになつておるようであります。いわ
ゆる抜けがら方式というの、端的に独禁法の第
九条に触れるわけです。そういうものを認める必
要があるかといえば、私は認める必要はない、こ
う考えております。ことに持ち株会社全体につい
て、現在独禁法が禁止しているような持ち株会社
を認めるということについては、私は認める必要

れによって競争の刺激を受ける。ただ、そのままいろいろな不公平な取引が行なう、あるいはまた独占力を形成するようなあれば、これはやはり独占禁止法によつてければならぬ。これは内資たると外資たるわざないわけであります。ただし、巨大な企業が入ってくる場合におきましては、えてして不公正な取引方法をやる、あるいは独占道をたどらないとも限らない。そういう点では、私どももいまから十分検討しておかねばならぬ、こう考えております。

まれに伴
ます。私もその声を直接聞いたことはよくあ
ります。ただしこれに対しましては
けであります。たしかこれに対しましては
巨大な外資が不公正な取引方法をもってや
るならば、独禁法というものがちゃんとあ
りますから、私どもはそれに十分備えをいた
いということを言つておるのであります。た
だし巨大な外資はえてしてそういう危険が
弱いということは、やはりいけないわけであ
す。やはり内資も外資も同じように取り扱
うべきで、私どもは十分考えておく必要があると
なけれ
化への
に対し
それが
ことが
抑えな
とを問
資が
どうい
ます。

を聞いてみますと、あのネッスルが出てくるときの状態は、すばらしいサービスを行なってきたわけです。そしてその上にクリープを重ね、そして値段もすいぶん下げてきました。あるいはどこどこにいたし独立してしまいますと、いま問屋さんや小売り店に対して彼ら業界は何を言っておるか。投下してそして損をした分は取り返すのが商業道德だといって、まさに現金取引といわんばかりの姿で、問屋さんたちは泣いておるという状態をいま見ておる

はない、こう思うのです。
○島村委員長 塚本三郎君。

○塚本委員 通産大臣もそうですが、委員
じく自由化に対してもきわめてけつこうな
という大前提に立って、そういう御発言が

長も同じことだ
めつた

○塚本委員 一般の業界あるいは消費者、
とは常々思つておる。その備えもあつて研
しておるわけであります。

元いた
素朴な
わけでございます。そういたしますると、サービ
スでも何でもなかつた。日本の業界を追つ払うた
めに一時的にばく大な資本を投下して、そして消

経済がたいへんな事態になつておることについて
通産大臣にいろいろとお尋ねをしたわけです。そ
のとき通産大臣の御説明の中で、外資が入つてく

わけでありまするが、はたしてだいじょううか。たとえば外国の高い労賃、しかも日常生活環境に合わない、このような不利な条

ふふかど
大衆から見ておりますと、一体公取がどこ
の権限を発動してくれるのか、もちろん許さ
れなかつてはならぬ。そのうえ、この件の外

費者の目を狂わしただけにすぎない。そして九十何%という分野を確保しますと、いままで損をしたそれを取り戻すのが商業道德だと彼らは問屋

る前にチエックする必要がある、入ってきてしまつてからではいまのところ手のつけようがない、こういうことを菅野大臣から御答弁を承ったわけで

国人の持つ資本が日本の中で対等に戦い、これを追い抜いていかんとする彼らの決意ものはなみなみではないと思うわけです。

そういうふうでありますから、私どもは逆に激励を申し上げようとする意思は持つておらないので

うが、
限隈を
げこ
をいじめ、そういう形に出てきておるわけでござ
います。こういう問題、すでに過去五年あるいは
七年の間にこんな形があまりにも顕著にあらわれ

ございます。ただ、私どもの察知するところ、もしこれに対処し得る方法があるとするならば、独禁法の分野においてこれを抑えるということが残されておるわずかの対処する方法ではないかといふふうに考へるわけです。したがいまして、今日までの公正取引委員会のいわゆる活動、責任といふものと、外資が入ってきて以後における委員会の責任といふものは、おのずからさらに重みを増していくといふふうに思はるわけです。すでに今日までにおきましても、外資をめぐって、新聞等によりますと、相当の混乱が発表されておるわけであります。さらにつこれが来月から自由化の道を開かれる

ると、日本の中で育ち日本の基礎の中です
後二十年間つちかってきました業界と太刀
のためには、よほど不公正な競争をしなけ
る刀打ちできないということは、商人である
身が知つておるわけであります。したがつ
いじょうぶだなんという委員長のなまやさ
え方で対処されたらたしいへんなことだ。た
くに勝ち抜く道は、膨大な資本力を背景にし
正な経済活動のみが彼らの生き抜く唯一の
特に科学的なものやペント持つており
ものについては、これは例外でございます
いま日本の国の中で育ちつておりまする業

おの存ないよ
日本に九
く、こ
るが
らが
ス
にお
こまし
著だ
日本
に九
く、こ
かとい
かの處
〇北島
つまし
とはござ
であれ
取引方
不当表
ろん乗
いては、
かとい
かの處
〇北島
つまし
とはござ
であれ
取引方
不当表
ろん乗
いては、
かとい
かの處

し明らかに不当な圧力がありますれば、おそらくその当時公取にも申告もございましたし提訴があつたと思います。私どもはそういう例は実はその業界について耳にいたしておませんので、あるいはじわりじわりと自然の大きな力で伸びてきましたのではないかかと思います。もちろん公取としては、今後このような問題に対して、不当な景品やあるいは不公正な取引をもって侵入していくといふものに対しては、断固たる備えをしているつもりでございます。たとえば先日の業者間の景品規制なども、かなり外資に対してもちゃんと大きな影響を持つていると私どもは考えております。

○塚本委員 そういうたまつと、だれか被害を受けた業界からの訴えがなければ公取は動かないということであつて、市民にいかなる声があつても、あるいは常識で見てこれはおかしいと思っても、私はしようとだからこういうことをお尋ねするわけでございますけれども、どこかから訴えが正式になされない限りは、公取みずから動き出すということはあり得ないのであります。

○北島政府委員 そういうことではございませんで、公正取引委員会といつしまして職権によつて探知して活動をしなければならぬわけでございます。しかし、えてして不公正な取引方法というものは相対づくのが多いわけでございまして、なかなかそこまで目が届かない。申告があればもちろん私どもそれに入つてタッチいたしますけれども、そうでないと、なかなか凡百の業界に対して、はたして不公正な取引方法が行なわれているかどうかということは、よほど注意して大ぜいの人数で見ていないとわからぬ。その点は人員、機構の不備をつくづく感するのではござりますが、ただいまのところ、不公正な取引方法については、私どもとしてはできるだけ乗り出すつもりではございますが、遺憾ながら人員が少ないとことでもございまして、申告に期待しているという状況でございます。

○塚本委員 幸い最近は新聞あるいは雑誌等がこの問題を非常に多く取り上げておるはずだと思うのです。だから委員会としても、能力は一生懸命やっていても限界があるということは私どもも察知しておりますが、私どももさうとの目から見ますと、これはというようなことがたくさん目に映るわけです。そのときにあまり発動されたということを聞いてないわけですね。こういうようなことに対する、あればというようなことであります。

○北島政府委員 そういふたまつと、少し酷な言い方かもしませんけれども、それくらい跳梁したという状態を私どもは耳にしておるわけであります。それにもかかわらず、専門家である委員長自身がそういうような態度でほかつておきますうちに、あちらこちらといわゆる同業者が倒れていく、あるいは買収されていく、こういう事例を見過ごしてしまうという結果になりはしませんか。

○北島政府委員 そういうことがあつてはなりませんので、私どもも今後十分勉強をいたしたいと思います。

○塚本委員 豊年リーバの話が前にも通産大臣との話のときにも出ましたが、このときはまだ株を買い取られても額面どおり買取ってくれた。ところが一週間ほど前ですか、日露ハインツの場合はついにまた三〇%日露のはうが頼んで買取つてもらった。このときには五百円の額面わずか三十九円、こういう形で買取られてしまつたわけです。そうしてでももはや外資とつき合つたわけです。そしていま申し上げたような非常に低い額面ことはごめんだということで日露は逃げてしまつた。そしていま申しますが、ただいま申しますが、たまたまそのところにありますと、七億くらいの赤字を出して、これ以上どこまで赤字につき合わされるかわからぬというところで、損を覚悟して逃げてしまつたという形でございます。しかしこの赤字の日露ハインツの陰には、同じ日本の業界がどれほど泣いておるのか。

○北島政府委員 トマト関係の景品競争について私は存じております。これについては業者間の話がまとまりまして、公正競争規約の認定申請が公取のほうにあるわけございまして、それらの内容を審査いたしまして、適切であれば認定していくかと考へております。今後景品の関係につきましては、特にやはり外資関係について検討する必要があるのじやないかというふうに考へております。その関係も、仕事は一そう重大を加えてまいりしますので、特に資本の自由化に伴いましてそういう方面的の職員ができるだけ充実させていきたい、こう考へております。

○塚本委員 業界において話がまとまつたといふことで、これからそういうふうな認定をなさるという話、先ほど中村委員の質問にも近々とおっしゃつたのですが、委員長、いつ最初申請を出されたか御記憶でしょうか。

○北島政府委員 たしか昨日でございます。ただ、公正競争規約というのは、やはり相当全体の話がまとまらぬと、公取のほうから進出できません。一方景品につきましても、景品はすべて一がいにカットするわけにもならぬわけであります。不正当な景品はやはり規制する必要がある、妥当な景品であればいたしかたがない、こういう関係がござります。したがいまして、業者間の意見がまとまりまして、その上で私どものほうで公正競争規約の認定、こういう段取りに相なるわけであります。

○塚本委員 相当という業者間のまとまりでございますが、一体どれくらいの程度、パーセントまでのまとまりのことの大体基準においてみえるの

て基準がむずかしいのであります、委員会の中でいろいろ議論いたしましても、はたしてどの程度が不适当であるかということになりますと、個々の場合によつて違う、委員もいろいろ意見が違うということでありまして、なかなか具体的な基準を出すことはむずかしいわけであります。そこで、業者が相寄つて、こういうものはいけないことにしようということで、公正競争規約をつくつてこられますと、私どものほうではできるだけそれを育していくよにいたしたいと思っております。

○塚本委員 そのことがすでに四十年にまとまって、認定してくれといつておたくへ出しておつても、いまだにいまの外資系一社の反対でできないという事実じやございませんか。

○北島政府委員 それはこういうことであります。かりに公正競争規約を認定いたしましたが、あとの反対のアウトサイダーが今まで程度の景品をつけた場合に、はたして不当景品になるのかどうかという問題があります。ですから、簡単に認定してしまつたが、しかしその後公正競争規約によるよりもよけいな景品を出します。こういうことも考えられます。その点もむづかしさがあるわけです。

○塚本委員 先日來、委員長の前にどうも現物を見ないとびんとこないよう私察したので、きょう私が持つてきましたから、現物をお見せすと、委員長もいろいろと気がついていただけれどらうというふうに思うのです。ちょっと失礼でございますけれども、私これを買ってもらつたんでござりますけれども、外資系からのそれですが、この百十円の定価であるべきものを、七十九円で売つておるということですね。そしてこのガラスのおさらが一個ずつついておるわけです。大体これを普通小売り店で買つたらどれくらいになるでしょうかといつて聞きましたら、四、五十円だ、こういんですね。そうすると委員長、この百十円のものを七十九円にして、そして四、五十円の景品をつけて、こんなことをされたら、業

界は一たまりもなくつぶされてしまう。この損失の累積がすでに十億ぐらいになつてゐるというようなカルパックの姿。なお何十億も日本の業界を押しつぶすためにこんな形で出てきたら、どういうことになるでしょうか。あるいは同じようなことがこのトマトジュースの中でも言えるわけであります。三十五円が四十円の値段をつけて売つておつたのが、競争の舞台に出てくるときには二十八円、そしてこれを三個買うことによつてコップを一個ずつけるという形。これは少なくとも二、三十円するわけですね。それで一個につき十円引くということになつて、これは十八円になつてしまふ。しかも、伊勢丹デパートにおきましては、アメリカかんぬめ祭りと称して、これがアメリカ品として宣伝されている。天下の伊勢丹でございますよ。アメリカの品物が十七、八円で買える。日本人の認識の中で、こんなことを天下の伊勢丹でやられたら、一体業界はどういうことになりますか。しかも、そのことで悲鳴をあげて四十年に申請しているにもかかわらず、業界がそろわぬといふことで最初答弁されておつたのだけれども、ことさらだサボタージュしておつたとは思ひませんけれども、こんな状態で置かれる。ネッスルの場合もあれよあれよと言つてある間にあの天下の森永自身が追つ払われてしまつたという状態にさせられてしまった。それも永久に大衆にサービスしてくれるならばいいのですが、最近におきましては、そのシェアを独占しますと、今度は投資のけるやり方、これはやはり公正でない。そこに新しい企業が入つて、自由競争が行なわれる。によって、日本の産業の進歩がある。そとかといつて、不公平な方法で入り込む場合には、これまでは、そのシェアを独占しますと、今度は投資の問題もございましたが、三十円のものを十七、八円で売る。これは消費者は得かもしませんが、それによつて大企業だけが伸びていく。これは非常にむずかしいのですが、今後の外資の問題に対しましては、ことに景品関係はむずかしいと思いますので、景品関係について十分今後とも気をつけていきたい、こう考えております。

○北島政府委員 これは独禁法上も非常にむずかしい問題であります。独禁法といふものは、自由競争の維持促進をする。その自由競争の維持促進は公正でなければならない、ここに限界がある。たとえば、業界が一致して外から入るものを探しのけるやり方、これはやはり公正でない。そこに競争規約が進んでおるようござりますから、その問題はこれで解決するかと思います。一般的に、これらを追いまくつて、すでに業界第二位の地位を築いてしまつたのですよ。こんな形になりますと——私は名古屋にあります——私は名古屋にありますコーエーチャップは、百円のものをこれとともにトマトジュースはアメリカが本場という日本人の認識の中で、こんなことを天下の伊勢丹でやられたら、一体業界はどういうことになりますか。しかも、そのことで悲鳴をあげて四十年にさかしかさがあるわけです。

○北島政府委員 これは独禁法上も非常にむずかしい問題であります。独禁法といふものは、自由競争の維持促進をする。その自由競争の維持促進は公正でなければならない、ここに限界がある。

○塚本委員 それでは、今度の委員会はいつでござりますか、業界から出ておりますのを審査なさるのは。

○北島政府委員 六月の中旬ごろ事務局から委員会のほうにあがる、こういうことになつております。

○塚本委員 四十年出されたときに、全然景品はゼロだということがいけなかつた、こういうことで修正いたしますから、委員会としておつしやるよろにやりますからといふことで、最初お願ひしておいたけれども、何らナシのつぶてであつたといふこと、何かその間に問題があつたのでしょうか。

○北島政府委員 当初の公正競争規約は、景品は全然ゼロといふ非常にきついものござりますね。はたしてそれがいいものかどうか、ほかから入つても全部アウトにするやり方ですから。

しかも、現在、全部その業界については大きな業者が牛耳っておる。そういうことになりますと、日本の当該業界のために、はたしてその公正競争規約をそのまま認めていいかどうかという点にやはり疑問があるわけであります。そこで、不当景品の範囲について、公取としても十分研究する必要があるということで現在まで至ったわけでござります。

○塚本委員 六月中旬にやつていただくのはたいへんけつこうなことでござります、もうそんなに長くございませんから。ただ、約この二年近く、この間おつしやるとおりに、何とかこういうものを押えたい、というだけで、だからゼロといううじやなくて、いま委員長がおつしやつたようないふるい、いわばマッチだとかそういうものや、あるいは何%までとか、そういうことがおたくのはうでできるといふら、そういうふうにおつしやついただきたい、そういうふうにおつしやつていただいたそれに従つて、ということまで業界は連絡をとつておつたということを言うんですよ。にもかかわらず、こんなにおくれてしまつて、うちじつに業界にまで出てこられてしまつた。私は、この時間がきわめて貴重であったといふうに思うわけでござります。いまここでそんなことは私は責任を追及しようとは思ひませんけれども、すみやかにやつていただきたい。こんなことをやつておられた、中小企業者ですかねんどうに参つてしまふと思うのです。特にこれは一つの例でございますけれども、日本の商品取引に対する事情にうといといふことも外資にとっては同情すべき点があつたかもしません。しかし、最初申し上げましたように、外資がいわゆる不利な条件の中で日本の産業の中に出でてくるというのは、巨大な資本をバックにした不公正な取引が中心でなければなかなか出でこられるものじゃない。こういう前提に立つて、委員会としては監視の目を光らしていただきたい、こういうふうに要望して、委員長の決意をお伺いして私の質問を終わりたいと思います。

○北島政府委員 当初も申しましたように、外資が巨大な力を利用いたしまして不公正な取引方法に出るおそれも多分にあるわけでございます。そういうものに対しまして、独禁法をもつて備えといたしたい、私どもはこれに十分対処しなければならぬ、こういうふうに考えております。

○島村委員長 おはかりいたします。

本案の質疑は、これを終局するに御異議ありま

せんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島村委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案の質疑は終局いたしました。

○島村委員長 これより討論に入るのありますが、討論の申し出がございませんので、直ちに採決に入ります。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○島村委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○島村委員長 この際、鴨田宗一君外三名から、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党共同提案にかかる本案に對して附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提案者から趣旨の説明を聽取いたします。中谷鉄也君。

○中谷委員 ただいま議題となつております附帯決議案について、四党を代表して、その提案の趣旨を簡単に御説明いたします。

まず、案文を朗読いたします。

私の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

最近、公正取引委員会の任務は、物価対策、消費者保護対策、中小企業対策等の観点から益々その重要性を増している点にかんがみ、政府は、本法施行あたり、公正取引委員会の機能の一層の強化拡充をはかるとともに、特に不当景品類及び不当表示の取締体制の強化には格段の努力を払うべきである。

以上であります。

御承知のとおり、公正取引委員会事務局の機構、人員の拡充については、ここ数年再三にわたり、本委員会において附帯決議が行なわれ、漸次、地方事務所の新設、人員の増加等、事務局の充実がはかられてまいりました。しかしながら、不十分であることは申すまでもありません。特に最近大きな問題となつている不当表示の関係するなわち、土地の誇大広告、上げ底みやげ品、リンゴを使ったイチゴジャム、ゴマ油を使っていないゴマ油、牛乳マーガリン、バター・マーガリンなどと称するマーガリン、レモンを使っていないレモン飲料、さらには、先週の本委員会で問題になつたフルーツ牛乳、コーヒー牛乳等まさに枚挙にいとまがない実情であります。この関係の担当者は、今回の改正によつてもわずかに四人であり、地方事務所には専任の職員さえないのであります。また、下請関係は、中小企業対策の上からきわめて重要であるにもかかわらず、これまで地方事務所には専任の職員がないのであります。販売競争の激化から世間の耳目を集めている不当景品類についても、事情はほとんど変わりません。このような実情では、行政の断続化は避けられることはできず、好むと好まざるとにかかわらず、不公平な結果を来たすことは否定できないと思ふのであります。公取の他の業務についても大同小異であります。したがつて、公取の業務全般について、これが適切効果的に遂行されるよう、なおそく機構、人員を拡充し、一般手賃、旅費等を十分に確保することが必要であります。とりわけ、不当表示の取り締まりについては、その実効を期するため、商品の品質分析の機構を含め

た監視機構を早急に整備することが必要であり、地方事務所については、全般的な充実とともに、不当表示、下請関係の専任職員を早急に配置することが必要であります。こうした諸措置によつて公取の機能の充実がはかられると思うのであります。

以上が附帯決議案の趣旨であります。各位の御賛同をお願いいたします。

○島村委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

直ちに採決いたします。本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○島村委員長 起立総員。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、総理府総務長官から発言を求められておりますので、これを許します。塙原總理府総務長官。

○塙原國務大臣 ただいまの附帯決議の御趣旨に沿うよう政府は努力いたします。

以上が決議案の趣旨であります。各位の御賛同をお願いいたします。

○島村委員長 おはかりいたします。

本案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任を願いたいと存じますが、

○塙原國務大臣 おはかりいたします。

この際、総理府総務長官から発言を求められておりますので、これを許します。塙原總理府総務長官。

○島村委員長 おはかりいたします。

本案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任を願いたいと存じますが、

○塙原國務大臣 おはかりいたします。

昭和四十二年六月三日印刷

昭和四十二年六月五日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局